

河内長野市学校給食の基本方針

令和4年5月27日

河内長野市教育委員会

はじめに

河内長野市の学校給食は、小学校においては昭和 59 年から現在の市立学校給食センターからの配給による共同調理方式によって、完全給食を実施しております。

また、中学校給食においては、平成 21 年度から 22 年度にかけて設置した「河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会」からの提言を基に、市立中学校の学校給食実施に向けた基本的な考え方をまとめました。その考え方を踏まえ、家庭からの弁当を基本とするランチボックス方式の選択制給食を実施してまいりました。当時は、栄養バランスや個々の生徒の発達の差への配慮、弁当の教育的意義、財政支援の費用対効果等を勘案し、昼食の選択肢を増やすことが必要との考えのもと進めてまいりました。

しかし、この時の検討から 10 年以上が経過し、社会情勢や家庭環境の変化、他の自治体の動向などから、中学校における全員給食実施の機運が高まってきたことから、令和 2 年度に「河内長野市学校給食のあり方検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、中学校給食のあり方を中心に、様々な角度から改めて議論を行いました。そして、5 回におよぶ会議を経て、令和 4 年 4 月に検討委員会の答申を教育委員会に提出いただいたところです。

この答申を受け、教育委員会として学校給食の実施、特に、中学校給食のあり方について、食育・衛生管理・学校現場の課題・経費等の観点から、検討を重ねてまいりました。

以上のことから、河内長野市にとって望ましい学校給食の実施に向けた方向性について、学校給食法などの関連法令で示される基準や目標の達成のために、河内長野市の学校給食の運営にあたっての基本的な姿勢や取組みの指針を示すものとして、次の 5 項目を柱として位置づけ、「河内長野市学校給食の基本方針」を策定いたしました。

中学校全員給食の実施までには、さまざまな準備や調整が必要となりますが、今後、本基本方針のもと、本市の児童生徒にとってよりよい学校給食となるよう、具体的な事業展開を図っていくこととします。

河内長野市学校給食基本方針

1 「全員給食による中学校給食の実施」

成長期にある中学生の心身の健全な発達には、望ましい食習慣の形成と栄養バランスに配慮した食事を摂ることが必要です。加えて、学校給食実施基準の趣旨及び食育を推進する教育的観点、さらには各家庭での生活実態等を鑑みると、全員給食を前提とした食育が全国的に進んでいくことも想定されます。

これらのことから、中学校において「全員給食」を原則とする学校給食を実施していきます。

2 「安全で安心・安定な学校給食」

学校給食衛生管理基準に基づいた適切な衛生管理環境や体制を構築し、徹底した衛生管理を継続していくことで、安全で安心・安定な学校給食の調理ならびに提供を行っていきます。加えて、新たに給食施設設備を整備するにあたっては、安定した学校給食の提供を行っていきます。

また、食物アレルギーを有する児童生徒を含め、学校給食の時間を児童生徒が安心して過ごせるよう、安全等に配慮していきます。

3 「食育の推進」

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を習得することができるなどの力を育むため、学校給食を「生きた教材」として活用していきます。

加えて、栄養教諭等の体制整備を図り、中学校においても効果的に食育を推進していきます。また、学校給食献立の作成には、河内長野市産や大阪府産等の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進を図っていきます。

4 「学校運営・学校環境への影響の軽減」

中学校給食の実施にあたり、学校運営や学校環境への影響を最小限にし、児童生徒の学習環境に支障が生じないように十分に配慮するとともに、給食実施に係る新たな環境変化に対して生徒の安全確保に努めていきます。さらに、学校給食費の徴収など、学校給食の実施に伴う新たな業務に対する教職員の負担軽減や不安解消を図るため、公金化に向けて取りかかります。

加えて、施設及び整備等の不具合などのリスクに対応できる体制整備を図るとともに、予防保全を基本として、経年劣化等による危険・障害などの発生の未然防止に努めていきます。

5 「学校給食の持続可能で効率的な給食運営」

学校給食の果たす役割と意義は大きいものの、多額の経費が必要となり、将来を見据えた適切な財政計画に基づく健全かつ持続可能で効果的な方策の実現をめざしていきます。

また、学校間に著しく実施時期等の差異が生じさせないなど、公平性の観点について配慮していきます。

(補足)

教育委員会の権限ならびに専門分野でない内容については、市長部局と協議、調整を行っていきます。